

別 表 申請書及び添付書面の記載事項

書 面	記載要領																											
1. 提出書面一覧表	<p>様式は次表のとおりとし、記載には次のことに留意すること。</p> <p>(1) 提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「略」をそれぞれ記入し、提出を要しない書面については「/」を記入する。</p> <p>(2) 書面の提出を省略する場合には、その理由を備考欄に具体的に記載する。</p> <table border="1" data-bbox="695 478 1838 1034"> <caption>自動車番号標の品質基準適合性確認試験提出書面一覧表</caption> <thead> <tr> <th>提出書面の名称</th> <th>提出・省略の別</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請書</td> <td></td> <td>申請者</td> </tr> <tr> <td>外観図及び展開図</td> <td></td> <td>標板製作者</td> </tr> <tr> <td>Al材質成績表</td> <td></td> <td>Alメーカー</td> </tr> <tr> <td>塗料成績表</td> <td></td> <td>塗料メーカー</td> </tr> <tr> <td>シート材質成績表</td> <td></td> <td>シート製作者</td> </tr> <tr> <td>試験片必要枚数</td> <td></td> <td>標板製作者</td> </tr> <tr> <td>品質管理実施要領</td> <td></td> <td>標板製作者</td> </tr> <tr> <td>その他必要な資料</td> <td></td> <td>標板製作者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(日本工業規格A列4番)</p>	提出書面の名称	提出・省略の別	備 考	申請書		申請者	外観図及び展開図		標板製作者	Al材質成績表		Alメーカー	塗料成績表		塗料メーカー	シート材質成績表		シート製作者	試験片必要枚数		標板製作者	品質管理実施要領		標板製作者	その他必要な資料		標板製作者
提出書面の名称	提出・省略の別	備 考																										
申請書		申請者																										
外観図及び展開図		標板製作者																										
Al材質成績表		Alメーカー																										
塗料成績表		塗料メーカー																										
シート材質成績表		シート製作者																										
試験片必要枚数		標板製作者																										
品質管理実施要領		標板製作者																										
その他必要な資料		標板製作者																										
2. 自動車番号標の品質基準適合性確認試験申請書	<p>第1号様式の該当部分を○印で囲む又は記載すること。</p> <p>(1) 自動車番号標の種類・用途・特徴について該当する項目を○印で囲む。</p> <p>(2) 自動車番号標の図柄の特徴を記載する。</p> <p>(3) 標板製作者の名称及び所在地を記載する。</p> <p>(4) シート製作者の名称及び所在地を記載する。</p> <p>(5) 自動車番号標の製造番号又は記号を記載する。</p> <p>(6) 試験実施希望日は申請者の試験開始希望日を記載する。</p> <p>(7) 試験項目は、物性試験又は視認試験の別を記載する。</p>																											
3. 自動車番号標の品質基準適合性確認試験に係る添付書面	<p>次に掲げる書面を提出すること。</p> <p>(1) 申請に係る自動車番号標の外観図及び展開図</p> <p>(2) 申請に係る自動車番号標の材質に関するAlメーカーからの成績表(厚み・成分表を含む)</p> <p>(3) 申請に係る自動車番号標に用いた塗料について塗料メーカーからの成績表(厚み・成分表を含む)</p> <p>(4) 申請に係る自動車番号標に用いたシート材質に関するシート製作者からの成績表(厚みを含む)</p> <p>(5) 品質管理に係る業務組織及び品質管理の手法を記載した実施要領等の書面</p> <p>(6) 自動車番号標の品質基準適合性確認試験用試験片の必要枚数</p>																											
4. 契約書等の写し(自動車番号標を購入する契約を結んでいる場合)	<p>申請者が自動車番号標の製作者と購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写しを添付すること。</p> <p>(申請に係る自動車番号標の検査を行うのに必要となる技術情報の提供が当該製作者から申請者に対してなされる旨の契約が締結されていることが当該契約書等から明らかであるもの。)</p>																											
5. その他協会が必要と認めたもの	<p>公的試験機関の証明書^の提出による品質基準の確認にあつては、その証明書。</p>																											